



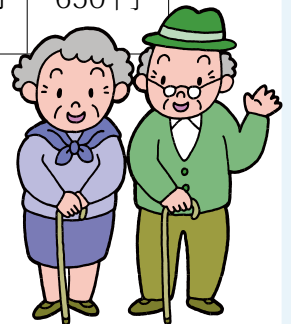
◆介護保険負担限度額認定について

介護保険負担限度額とは？

介護保険制度では施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）などを利用する場合に施設サービス費の1割負担のほかに食費・居住費・日常生活費が自己負担となっています。低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費が減額され、下表の自己負担となります。なお、超えた分の費用については介護保険から給付されます。

自己負担のめやす（1日の限度額）

段階	該当内容	居住費			食費
		ユニット型 個室	ユニット型準個室 (従来型個室)	他床室	
第1	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	320円	390円
第3	・世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円



認定期間

当年7月1日から翌年6月30日まで。
※申請が8月以降の場合は当該月の1日からの認定期間となります。

申請方法・場所

申請書が役場 保健福祉課 介護保険係にありますので、認め印をご持参のうえお越しください。
☎476-1111（内線136）

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,714人	平成24年5月末日 現在	
要介護（支援）認定者	904人		
給付実績	在宅介護サービス費	38,709,135円	平成24年4月の 給付実績
	施設介護サービス費	48,657,600円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	26,697,435円	
	介護サービス費 合計	114,064,170円	

全国の市町村で発行している
広報紙の中から選ばれたのよ～

私たちのことが、全国広報協
会が発行している『広報』つ
て冊子で紹介されたみたい。